二　（略）

三　原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える一般原動機付自転車に備える電気装置にあっては、次に掲げる基準とする。

イ　電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

ロ　電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

ハ　蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。この場合において、車室内の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

４　施行規則第62条の３第１項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項第１号及び第３号の基準に適合するものとする。

（電気装置）

第285条の３　（略）

２　保安基準第65条の４第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　一般原動機付自転車に備える電気装置（次号に掲げる一般原動機付自転車に備えるものを除く。）にあっては、次に掲げる基準とする。

イ　高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線（エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。）は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。

ロ　導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部への人体の接触による感電を防止するため、導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部を直流電気的に電気的シャシに接続する電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等の締結状態は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。

ハ　原動機用蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。

ニ　原動機用蓄電池は、一般原動機付自転車の動揺により電解液が漏れない構造であること。

二　原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える一般原動機付自転車に備える電気装置にあっては、次に掲げる基準とする。

イ　電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

ロ　電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

二　（略）

（新設）

４　施行規則第62条の３第１項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項第１号の基準に適合するものとする。

（電気装置）

第285条の３　（略）

２　保安基準第65条の４第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線（エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。）は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。

二　導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部への人体の接触による感電を防止するため、導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部を直流電気的に電気的シャシに接続する電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等の締結状態は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。

三　原動機用蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。

四　原動機用蓄電池は、一般原動機付自転車の動揺により電解液が漏れない構造であること。